

始良市農業委員会総会議事録（4月）

1. 開催日時 平成30年4月25日（水） 午後1時30分～3時20分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内飩 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 1番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について
8. 議案第 6号 農地あっせん申出（売渡希望）について
9. 議案第 7号 農地あっせん申出（借受希望）について

10. 議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
補佐兼振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	<p>始良市農業委員会総会議事録（平成30年4月） （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成30年度第1回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">_____ 会務報告 _____</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">_____ 議事録署名委員の指名 _____</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、9番委員、10番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">_____ 会議書記の指名 _____</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇補佐と〇〇係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把</p>

議 長	<p>握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>1 番から 8 2 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 4 月 3 0 日、契約の始期は 5 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、1 年間で 1 件、2 年間で 4 件、3 年間で 1 8 件、4 年間で 1 件、5 年間で 4 6 件、6 年間で 3 件、8 年間で 1 件、1 0 年間で 8 件で、合計 8 2 件となっております。面積につきましては、合計 1 2 6, 9 2 4 m²となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 3 ページから 1 7 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の 1 6 ページの 7 6 番が 9 番委員、7 7 番から 7 9 番までが 1 4 番委員、8 0 番が 1 7 番委員、8 1 番が 4 番委員、8 2 番が 1 8 番委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 7 5 番までについて一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願ひします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 7 5 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願ひします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>

議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から75番までについては、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号76番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 76番の関係者、9番委員の退席をお願いします。
	委 員 （9番委員退席）
議 長	それでは、76番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第1号76番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、76番については原案のとおり決定いたしました。 9番委員は着席してください。
	委 員 （9番委員着席）
議 長	次に、77番から79の関係者、14番委員の退席をお願いします。
	委 員 （14番委員退席）
議 長	それでは、77番から79番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第1号77番から79番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、77番から79番については原案のとおり決定いたしました。 14番委員は着席してください。

委員	(14番委員着席)
議長	次に、80番の関係者、17番委員の退席をお願いします。
委員	(17番委員退席)
議長	それでは、80番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。議案第1号80番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、80番については原案のとおり決定いたしました。 17番委員は着席してください。
委員	(17番委員着席)
議長	次に、81番の関係者、4番委員の退席をお願いします。
委員	(4番委員退席)
議長	それでは、81番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。議案第1号81番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、81番については原案のとおり決定いたしました。 4番委員は着席してください。
委員	(4番委員着席)
議長	次に、82番の関係者、18番委員の退席をお願いします。

委員	(18番委員退席)
議長	それでは、82番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。議案第1号82番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、82番については原案のとおり決定いたしました。 18番委員は着席してください。
委員	(18番委員着席)
	————— 議案第2号 —————
議長	次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から6番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、18ページでございます。今月の申請件数につきましては、6件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから6ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人、蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人、東京都町田市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字七夕田〇〇番〇田 590㎡です。以上で1番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年4月12日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人はいとこです。譲受人は約3反9畝の田を夫婦で耕

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>作しています。農機具は、トラクター、バインダー、ハーベスター、運搬機、田植え機等を所有しています。また、申請地はよく管理されています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p> <p>次の2番について事務局の説明を求めま。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明いたしま。</p> <p>譲受人、木津志在住の〇〇。譲渡人、宮崎県児湯郡在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、木津志字小原ノ下〇〇番〇田、〇〇番〇田、〇〇番〇田、字後田〇〇番田の計4筆、合計面積2,338㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>9番委員です。それでは、調査報告をいたしま。平成30年4月15日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人は義兄弟です。〇〇番〇は、耕運機等が入らないため果樹園として活用していきたいということでした。譲受人の労働力及び機械については、トラクター、コンバイン等全て所有しており、労働力、農機具ともに問題なし。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の3番について事務局の説明を求めま。</p> <p>それでは、3番につきましてご説明いたしま。</p> <p>譲受人、蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人、兵庫県姫路市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字下城〇〇番〇田1,224㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>18番委員です。それでは、調査報告をいたしま。平成30年4月16日譲受人宅を事務局員と訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。水田、畑、果樹園を30年ほど管理されており、経験も豊富で機械もそろっており問題ないと思われま。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきましてご説明いたします。 譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字荒平〇〇番〇 田 1, 119の内739㎡です。以上で4番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年4月13日譲受人から委託を受けた行政書士と申請地にて、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は多くの田を耕作されていて、機械類も一通り倉庫に保管されていました。また、申請地は自宅のすぐそばで、現在一部を除き耕作されています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、5番につきましてご説明いたします。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字桑ヶ迫〇〇番 畑 2, 015㎡です。以上で5番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年4月12日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人は親子です。5人兄弟の次男として譲渡人と同居し、面倒をみています。譲受人は約2反ほどの田を夫婦で耕作しています。農機具はトラクター、田植え機、バインダー、軽トラックを所有しています。また、申請地はよく管理されています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきましてご説明いたします。 譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人は2名で、鹿児島市在住の〇〇、鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字前田〇〇番〇 田、〇〇番〇 畑、計2筆の合計面積84</p>

議 長	<p>6㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年4月15日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は県立蒲生高等学校より西へ400mに位置しています。申請地は隣接地です。労働力は夫婦2人で、草刈機が2台、管理機1台、必要に応じてトラクター等はリースで対応するということでした。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p> <p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、霧島市在住の〇〇。土地の所在は、松原三丁目〇〇番〇 畑92㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐</p>

議 長	<p>車場です。申請理由は、世帯数の増加により、駐車場が不足しているためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 202.94㎡と一体利用し、全事業面積は294.94㎡です。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約450mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番について質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番は、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から13番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>1 番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人、大阪府豊中市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町上久徳字大門口〇〇番〇 畑 4 7 4 m²です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材置場です。申請理由は、工場の隣接地で便利なためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>11番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、鶴田橋から東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、蒲生町久未在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字堀込〇〇番〇 畑 1 2 8 m²、〇〇番〇 畑 2 5 1 m²、〇〇番〇 畑 3 2 1 m²、合計3筆の700m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材置場です。申請理由は、申請地を取得して自社への貸資材置場に利用するためです。譲受人は土木業を営んでいます。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 2 0 7 . 3 0 m²と一体利用し、全事業面積は907.30m²です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から南東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が通路、南が水路、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>以上です。</p> <p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、加治木町新生町在住の〇〇。貸人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字西ノ原〇〇番 田 111㎡です。権利内容は義理の親子の関係で、使用貸借権です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha以上ですので、第1種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅2棟の建築面積292.76㎡です。申請理由は、現在県営住宅住まいで、子どもも成長し手狭になったので、妻の実家の土地を借りて一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 639.77㎡と一体利用し、全事業面積は750.77㎡です。なお、一般住宅2棟のため、基準の範囲内となります。第1種農地のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、かじのき保育園から南に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、西餅田在住の〇〇、他1名。譲渡人は2人で、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑 312㎡です。譲渡人、霧島市在住の〇〇。土地の所在は、松原一丁目〇〇番〇 畑 16㎡です。合計2筆の328㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積96.80㎡です。申請理由は、借家住まいのため、申請地を取得して一般住宅を建築するためです。資</p>

<p>議 長</p>	<p>金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 1.39㎡と一体利用し、全事業面積は329.39㎡です。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>5番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南西に約5mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、長崎市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字月木前〇〇番〇 畑 213㎡、〇〇番〇 畑 462㎡、〇〇番〇 畑 135㎡、合計3筆の810㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して、宅地分譲（一筆分譲）として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。すでに古屋が一棟建っているため、始末書の添付があります。被害除計画書の添付があります。追認のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>6番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から南西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の学校法人〇〇理事長〇〇。譲渡人、埼玉県川越市在住の〇〇。土地の所在は、池島町〇〇番〇 畑 636㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、保護者の園児送迎及び来客用駐車場に利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、啓明幼稚園から北に約30mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>7番についてご説明申し上げます。 譲受人、兵庫県加古川市在住の〇〇。譲渡人、千葉県浦安市在住の〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑 24㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、通路です。申請理由は、申請地の隣接地を所有しており、宅地への出入口として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 131.43㎡、〇〇番〇 宅地 247.21㎡と一体利用し、全事業面積は402.64㎡です。追認のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南東に</p>

<p>議 長</p>	<p>約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、東餅田在住の〇〇、他1名。譲渡人、京都市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字一丁田〇〇番〇 田 264㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積62.10㎡です。申請理由は、借家住まいであり、自宅を建築する目的であるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、みろく交差点から東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地と道路、南が宅地、北が農道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。貸人、蒲生町下久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字森木田〇〇番 田 1,126㎡です。権利内容は賃借権です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha以上ですので、第1種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は現場事務所・資材置場です。申請理由は、広域河川改修工事、別府川5工区、施工のためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。これは一時転用で、平成30年8月31日までに原状復旧です。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である一時転用に該当するため問題なし。申請地の位置は、蒲生高校から南東に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が道路、南が田、北が道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、東京都清瀬市在住の〇〇。土地の所在は、鍋倉字瀧ノ下〇〇番 田 736㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は公園です。申請理由は、隣接地である申請地に公園等を設置するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、西始良斎場から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が農道、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番についてご説明申し上げます。 借人、霧島市在住の〇〇。貸人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字高木〇〇番 田 418の内175㎡、〇〇番 田 601の内422㎡、〇〇番 田 601の内90㎡、合計3筆の687㎡です。〇〇番は分筆登記中なので、このように記載しています。権利内容は義理の親子の関係で、使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用</p>

	<p>途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅と通路、1棟の建築面積100.78㎡です。申請理由は、借家住まいであり、義母の土地を借りて自己住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 公衆用道路 232㎡と一体利用し、全事業面積は919㎡です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、高樋公民館から北東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が通路、西が田、南が宅地と田、北が水路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>先ほどの11番について補足します。422㎡が一般住宅で、他は道路のため住宅からは外れます。500㎡以内ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件にはなりません。</p> <p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、東餅田在住の〇〇。貸人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字上古川〇〇番〇 田 205㎡、〇〇番〇 田 77㎡、合計2筆の282㎡です。権利内容は親子の関係で、使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は店舗1棟の建築面積32㎡です。申請理由は、申請地を借受け、店舗（美容室）の建築をするためです。資金は自己資金及び融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、高樋団地から南に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性は、融資・自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見で</p>

議 長	あります。以上です。
事務局	<p>次の13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>13番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、大阪府藤井寺市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町日木山字向江原〇〇番畑 683㎡、〇〇番畑 665㎡、〇〇番畑 894㎡、合計3筆の2,242㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、自然エネルギーの売電収入を得て、経営の安定を図るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、中野地区集会施設から南西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が畑、南が道路、北が墓地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦勞様でした。</p> <p>これより、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から13番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から13番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から13番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>

議 長	<p>次の議案に入る前に休憩といたします。 (休憩)</p> <p>時間になりましたので、議事を再開したいと思います。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第7、議案第5号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は加治木町西別府在住の〇〇。変更区分は用途区分変更です。土地の所在は、加治木町西別府字白木山〇〇番〇 畑 146㎡、〇〇番〇 畑 196㎡、合計2筆の342㎡です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、農業用施設用地で堆肥・機械置場です。補助事業との関連は、該当なし。所有者は〇〇。理由は、農業の機具及び資材（堆肥等）の置場として利用したいためです。補足します。すでに先月、農地転用の申請がありました。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件でしたので、4月10日に県農業委員会ネットワーク機構で意見聴取し、問題ないと回答をもらっています。農業振興地域整備計画の用途区分の変更がされましたら、同時にこちらも交付したいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、加治木産業から北西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が道路、南が道路、北が道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第5号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第5号農業振興地域整備計画の変更</p>

	<p>(用途区分変更) についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第5号農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第6号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第8、議案第6号農地あっせん申出(売渡希望)について議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号農地あっせん申出(売渡希望)についてご説明いたします。総会資料は、26ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、65ページになりますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇 畑 3, 951㎡、〇〇番〇 畑 128㎡の計2筆です。申請人は、霧島市溝辺町在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっております。</p> <p>こちらにつきましては、以前あっせん申出をされていた案件でございます。個人で交渉し3条申請をするとのことで取り下げていたものですが、交渉が不調に終わり、再度農業委員会へあっせんの申し出があったものでございます。以上、議案第6号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第6号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>8番委員。</p>
委員	<p>8番委員です。農地あっせん経過報告の29の隣りで、義理の兄弟になり、茶畑です。加治木ではお茶農家は、私の同級生で1人です。肺気腫があり、難しい。お茶ですので、霧島市で規模拡大をされている方がいます。探すのは難しいと思いますが、私が担当になるとしますので、意見だけは言わせてください。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>それではお諮りいたします。議案第6号農地あっせん申出(売渡希望)についての1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>

	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第6号農地あっせん申出(売渡希望) についての1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第6号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委員	「意見なし」
議長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第6号農地あっせん申出(売渡希望) についての、1番については、3番委員、8番委員、11番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
	委員	「はい」
議長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
		————— 議案第7号 —————
議長		次に、日程第9、議案第7号農地あっせん申出(借受希望) について議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号農地あっせん申出(借受希望) についてご説明いたします。総会資料は、27ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、66ページから67ページになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、借受です。申請者は、船津在住の〇〇。希望地区は、船津・三拾町。希望面積は、5,000㎡の田で、水稻を予定しています。希望期間は10年。希望小作料は標準額となっております。以上、議案第7号の説明を終わります。
議長		これより、議案第7号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。議案第7号農地あっせん申出(借受希望) についての1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第7号農地あっせん申出(借受希望) についての1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いづれでもよろしいです。</p>
<p>議長</p>	<p>委員 「意見なし」</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第7号農地あっせん申出 (借受希望) についての、1番については、14番委員、3番推進委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>委員 「はい」</p> <p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第10、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、ご説明します。資料は、28ページから30ページですので、審議の参考にしてください。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画(貸借)の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程いたします。</p> <p>利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、30ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください。なお、12番から13番について、3番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願いします。</p> <p>利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博昭です。募集期は、平成30年度I期です。利用権設定開始日は、平成30年6月1日からとなります。今回の募集期は、3月中に公募を行い、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生します。</p> <p>今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で13筆、農地面積は14,997㎡です。設定する期間は、5年が2筆、10年が11筆です。</p> <p>29ページをお開きください。借換区分別の集計と集積率についてご説明します。</p> <p>今回の設定する地域は、蒲生町の漆地区、米丸地区、白男地区、加治木町の小山田地区です。</p> <p>まず、蒲生町漆地区につきましては、全体で4筆の面積3,009㎡です。借換区分は新規のみ、権利別は使用貸借が3筆の2,211㎡、賃貸借が1筆の798㎡、期間別は10年のみとなっております。</p> <p>続きまして蒲生町米丸地区につきましては、全体で6筆の面積7,239㎡です。借換区分は、新規が4筆の5,617㎡、権利別は賃貸借のみ、期間別は5年が2筆の2,101㎡、10年が2筆の3,516㎡となっております。A to Aが2筆の1,622㎡、権利別は賃貸借、期間別は10年のみとなっております。</p> <p>次に蒲生町白男地区につきましては、全体で1筆の面積2,114㎡です。借換区分は新規、権利別は賃貸借、期間別は10年となっております。</p> <p>最後に加治木町小山田地区区につきましては、全体で2筆の面積2,635㎡です。借換区分は新規、権利別は賃貸借、期間別は10年のみとなっております。</p> <p>先般、本市農政課、農業委員会、始良伊佐地域振興局農政普及課、農地中間管理機構の担当者と協議をいたしまして、本年度の農地中間管理事業実施の重点地域を住吉地区、加治木町木田第一換地地区に設定しましたことを委員の皆様方にお知らせします。以上で、議案第8号の説明を終わります。</p> <p>それでは、1番から11番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>「賛成多数」</p> <p>賛成多数により、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から11番については原案のとおり決定いたしました。</p>
--	--

	<p>なお、議案第8号12番から13番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>12番から13番の関係者、3番委員の退席をお願いします。</p>
委員	(3番委員退席)
議長	<p>それでは、12番から13番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	「質疑・意見なし」
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号12番から13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第8号12番から13番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>3番委員は着席してください。</p>
委員	(3番委員着席)
	<p>————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議長	<p>次に、日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の3ページをご覧ください。</p> <p>33番につきましては、今月の総会にて次ページの42番の方と利用権の設定がなされたので、終了となります。</p> <p>続きまして、4ページをご覧ください。40番につきましては、先月総会でご質問いただいた案件です。本人へ確認したところ、現在、溝辺町で購入した土地があり、耕作面積的には満足しているとのことで、取り下げとなりました。今後事業拡大するときは再度申し出をしますとのことであります。43番につきましては、4月9日に取り下げの連絡がありましたので、終了となります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p> <p>14番委員。</p>

委員	14番委員です。報告ではなく質問です。1ページ7番の〇〇さんの買受希望ですが、備考欄に詳細不明のため手紙を送付予定とのことですが、これはその後どうなったのですか。
議長	事務局。
事務局	まだ手紙の準備ができていませんので、準備をして詳細を確認したいと思います。
委員	わかりました。売渡希望の5番〇〇さんと知り合いなのですが、この前会ったときもご相談があったので、買受希望であれば、すり合わせてはどうかと思い、伺ったところです。
議長	事務局。
事務局	引き続き買受をされたいとのことでしたら、5番〇〇さんと調整をしていきたいと思います。
議長	他にございませんか。 5番委員。
委員	5番委員です。43番は平成30年4月取り下げと書いていますが、取り下げたものも載せるのですか。
議長	事務局。
事務局	こちらの報告をもちまして、来月のあっせん経過報告からは消します。
議長	他にございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
議長	<p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画合意解約 —————</p>
議長	次に、日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。4月は、6件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（4月分）をのちほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— その他 —————
議 長		それでは日程13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	12番委員。
		○農業者年金加入推進グループから報告
議 長		農業者年金の推進、農業新聞の普及もよろしくをお願いします。
		他にございませんか。
		それでは、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。
		事務局から何かありますか。
	事務局	○被服貸与についてお知らせ
		○作業グループについて連絡
議 長		他にございませんか。
		それでは以上をもちまして、平成30年度第1回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
		〔閉会〕
	事務局長	姿勢を正してください。
		一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____